

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その83)

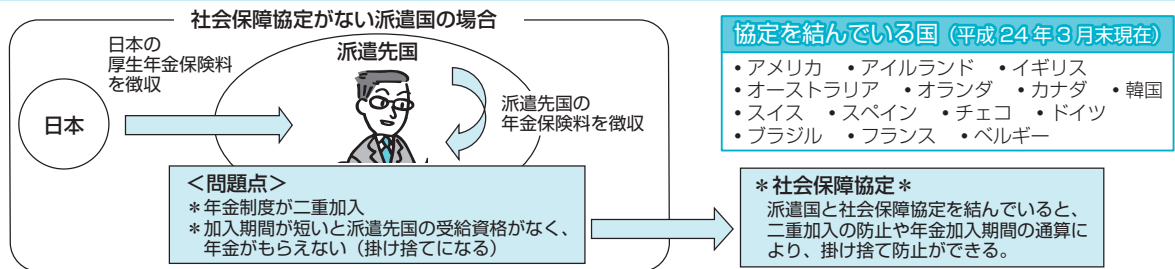
社会保障協定について①

Q 私は、来月からドイツに3年間海外勤務となりますが、日本の厚生年金保険はどのような取り扱いになるのでしょうか？

A 派遣先が社会保障協定国であるかによって、取扱いは変わってきます。派遣先がドイツであれば、社会保障協定国になりますので、日本またはドイツのいずれかの社会保険制度に加入することになります。あなたの場合、3年間の派遣期間ですので、ドイツの社会保険制度は未加入となり、日本の社会保険制度に引き続き加入となります。
将来、ドイツの年金を受給するとき、加入期間は5年以上が受給要件となりますが、社会保障協定に基づき、日本の加入期間と通算して、5年以上であれば、将来ドイツの年金も受給することが可能です。

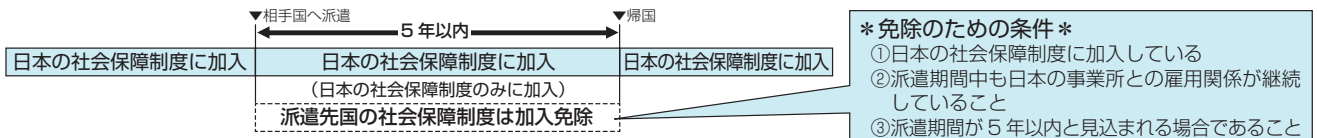
社会保障協定とは・・・

社会保障協定を結んでいない場合、日本と派遣国、両国の社会保険制度に加入しなければならず（二重加入）、年金加入期間が短いと派遣国の受給資格期間を満たさず、年金がもらえないことから、社会保障協定を結ぶことで、どちらかの国の加入を免除したり、両国の加入期間を通算することで問題を解消した。

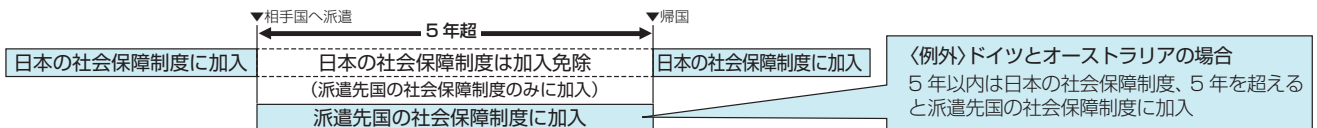


二重加入の防止について

◆ 5年以内の一時派遣の場合



◆ 5年超の長期派遣・現地採用の場合

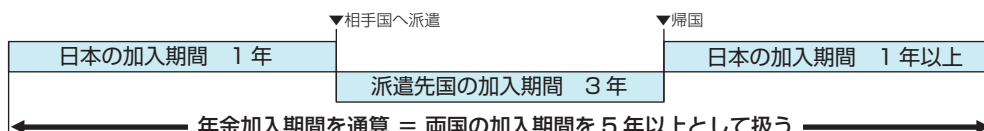


◆ 5年を超えない見込みで派遣され、予見できない事情により超えてしまった場合

原則、協定相手国の社会保障制度に加入しますが、両国の合意が得られた場合は、日本の社会保障制度に加入します。どのくらいの期間免除を延長できるかは、協定相手国により異なります。

年金加入期間の通算について（保険料掛け捨ての防止）

年金を受けるために必要な一定の期間要件が定められている場合、加入期間が短いために年金を受けられず、納めた保険料が掛け捨てになってしまう場合があります。そのため、社会保障協定を結ぶことで、日本での年金加入期間も協定相手国の年金加入期間とみなして通算し、受給資格期間を満たすことで、協定相手国の年金が受けられるようになっています。（例外：韓国やイギリスとの社会保障協定では、年金加入期間を通算することはできません）



* 次回は、社会保障協定の手続きと協定を結んでいる国について、説明いたします。 *